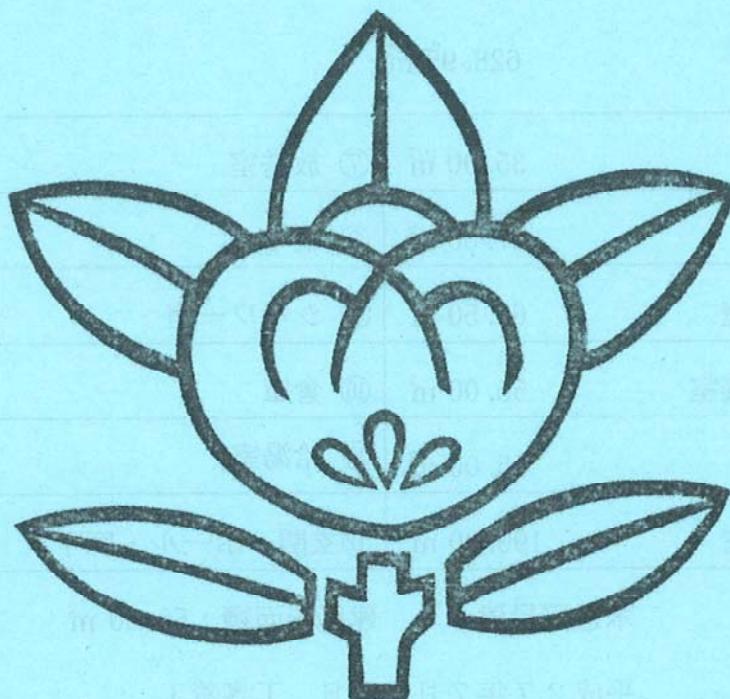


平成 29 年度  
公民館要覧



武雄市橋公民館

## 公民館の名称及び所在地

- ◆名 称 武雄市橋公民館  
 ◆所在地 〒843-0013 武雄市橋町大字大日 8507 番地 7

## 公民館の施設

- ◆敷地面積 4,421.94 m<sup>2</sup>  
 ◆駐車場台数 77 台  
 ◆公民館本体 木造平屋建  
 ◆総建設費 245,648 千円  
 ◆建築床面積 628.95 m<sup>2</sup>

① 事務室	35.00 m <sup>2</sup>	⑦ 放送室	5.80 m <sup>2</sup>
② 書庫	17.50 m <sup>2</sup>	⑧ トイレ	33.00 m <sup>2</sup>
③ 小会議室	61.50 m <sup>2</sup>	⑨ シャワー室	2.60 m <sup>2</sup>
④ 和室会議室	56.00 m <sup>2</sup>	⑩ 倉庫	47.40 m <sup>2</sup>
⑤ 調理室	55.00 m <sup>2</sup>	⑪ 給湯室	7.00 m <sup>2</sup>
⑥ 大会議室	199.00 m <sup>2</sup>	⑫ 玄関・ホール・廊下	109.15 m <sup>2</sup>

- ◆倉 庫 木造平屋建 建築床面積 : 50.00 m<sup>2</sup>  
 ◆建設経過 平成27年7月13日 工事着工  
                   平成28年3月10日 工事完成  
                   平成28年3月27日 落成式

## 公民館職員

- ◆館 長 馬 場 茂  
 ◆主 事 一 ノ瀬 博  
 ◆地域支援員 川 内 直 人  
 ◆主 事 補 中 島 香 織

## 目 次

1. はじめに	• • • P 1
2. 運営方針及び重点施策	• • • P 2
3. 年間事業計画	• • • P 6

### <参考資料>

1. 公民館の沿革	• • • P 8
2. 公民館の利用状況	• • • P 11
3. 各種団体役員等名簿	• • • P 16
4. 橘町人口など統計資料	• • • P 23
5. 社会教育法抜粋	• • • P 25
6. 武雄市公民館設置条例抜粋	• • • P 27
7. 橘公民館使用内規	• • • P 29

# 橋 公 民 館 運 営

## 1. はじめに

橋公民館は、昭和24年に橋村公民館条例が施行されたことを受け、橋村役場内に設置されたことがはじまりとなります。また同時に、公民館運営審議委員会も発足しております。その後、昭和29年の市町村合併を経て、昭和46年3月に旧公民館が建設されました。

平成4年には、「橋町まちづくり推進協議会」が設立され、地域全体で“まちづくり”に取り組もうという気運が高まりました。さらに平成12年には、住みよい橋町を実現するために、まちづくり推進協議会において「橋町コミュニティ・プラン（まちづくり推進計画書）」が策定され、公民館でもその実現に力を注いできました。

平成20年に武雄市において「協働まちづくり地域交付金」が制定され、橋町では、これまでのコミュニティ・プランから移行する形で平成21年度より事業を実施。交付金事業は平成23年度で終了し、その総括を受けて、平成24年度に新たに「橋町コミュニティ・プラン2012」がまちづくり推進協議会において策定され、新たなまちづくりへの取り組みが始まりました。

平成28年3月には、地域の課題解決への取り組みや山口県周防大島町との交流事業、田んぼの学校など特色ある取り組みやこれまでの活動の成果が評価され、文部科学大臣より優良公民館表彰を受賞しました。

また、平成28年3月、町民の長年の念願であった新公民館が完成。町民の生涯学習の場として、地域コミュニティの拠点として、大人から子どもまで、誰もがいつでも気軽に集い交流・学習ができる施設として整備されました。

平成28年4月より、橋小学校が官民一体型学校「武雄花まる学園」として開校。町民が学習支援を行うなど、公民館や小学校を中心とした新たなまちづくりがスタートしています。

こうした流れの中で、橋公民館では、町民が郷土を愛し、安心して過ごせ、心豊かな生活を送ることができるよう、平成29年度の運営方針及び重点目標を掲げ、その実現に向けて事業展開を行います。

## 2. 運営方針及び重点施策

運営方針については、以下の4つの柱で構成しています。それぞれに「現状と課題」、「目指す姿」、「運営方針」、「重点施策」を設定いたします。

- (1) 運営方針1 生涯学習の振興
- (2) 運営方針2 地域コミュニティの再生
- (3) 運営方針3 青少年育成の協働
- (4) 運営方針4 公民館機能の充実

### (1) 運営方針1 生涯学習の振興

#### <現状と課題>

競争が激化し、目まぐるしく変化する現代社会において、人生を豊かに暮らす為には、生涯にわたって学びたいことを学ぶこと、そしてその喜びを分かち合える仲間がいることが重要となります。また、そうして学んだことを生かすことが地域の力となれば、その力は地域の財産となります。

#### <目指す姿>

- ・学びたい人が学びたいことを気軽に学べ、また共に学べる仲間がいる。
- ・学んだことを生かし、地域で活躍することができる。

#### <運営方針>

町民がいつでも自由に学習の機会を選択できるよう、情報の収集や発信、各種講座の開催やサークル活動の支援を行います。

#### <重点施策>

- ・公民館の利用のきっかけとして「ふれあい講座」の開催
- ・学びの場としての公民館講座の開催
- ・市の出前講座等の積極的な活用
- ・サークル等の活動の支援
- ・公民館報や公民館ブログによる情報の発信

## (2) 運営方針2 地域コミュニティの再生

### ＜現状と課題＞

近年、少子高齢化・人口減少が進み、核家族の増加などにより地域コミュニティ（共同体）の衰退が懸念されています。また一方で、地方分権（地域主権）が進み、地方の自主性・自立性・独自性の確立が求められています。特に平成23年3月の東日本大震災以後、自助・共助の取り組みや地域コミュニティの重要性が叫ばれています。

このような状況のなか、公民館の役割は、個々人の生涯学習という分野に留まらず、地域コミュニティの自立に向けた仕組みづくりや、人材の育成に取り組んでいく必要があります。

### ＜目指す姿＞

- ・郷土愛をベースとして、町全体で自主的にまちづくりに取り組む意識が醸成されている。
- ・防災などの危機管理意識をベースとして、地域での助け合いの意識が醸成されている。

### ＜運営方針＞

町民のふれあいの場として、さまざまなイベントを開催します。また、平成24年度に策定された「橘町コミュニティ・プラン2012」に掲げる目標の実現に向けて、今後の「まちづくり」の基礎となる仕組みづくりや、人材の育成に取り組みます。

### ＜重点施策＞

- ・「ふれあいの集い」の共催
- ・「ご来光・初詣の集い」の共催
- ・卒業生を送る「ときわ ぼたもち会」の共催
- ・まちづくり推進協議会への支援、事業及び組織等の見直し

### (3) 運営方針3 青少年育成の協働

#### ＜現状と課題＞

近年、青少年を取り巻く事件が後を絶ちません。これらのひとつの要因は、少子化、核家族化の進行等により生活様式や意識が変化し、地域社会の人間関係が希薄化していることが挙げられます。また、物が溢れ生活が便利になる一方で、情操教育や道徳教育などの心の教育の機会が不足していることも挙げられます。

#### ＜目指す姿＞

家庭や地域の中で、世代間交流が活発に行われ、様々な体験の機会を得ることで、子どもたちの自主性や社会性が育まれる。

#### ＜運営方針＞

青少年の健全育成の為には、学校・家庭・地域の連携を図り、町としての教育力を高めることが重要になります。公民館では、これら3者の連携を図りながら目的とする事業の実施に努めます。

#### ＜重点施策＞

- ・「通学合宿事業」の共催
- ・「周防大島交流団派遣事業」の共催
- ・「キッズルーム」の共催
- ・子育てひろば「おほしさま」の共催
- ・「3世代交流事業」の共催
- ・官民一体型学校「武雄花まる学園」への支援

#### (4) 運営方針4 情報発信の充実

##### ＜現状と課題＞

町民のみなさまが、誰もがいつでも簡単に公民館で行われている行事を知ることができるよう、町民のニーズに対応した設備が公民館に求められています。

##### ＜目指す姿＞

子どもから大人まで、誰もがいつでも気軽に公民館に集い、交流・学習ができる。

##### ＜運営方針＞

- ・公民館が地域コミュニティの活動拠点となるような施設を目指します。
- ・町民のニーズを把握し、町民が利用しやすい施設の整備に努めます。

##### ＜重点施策＞

- ・公民館利用の促進
- ・公民館施設の適正な維持・管理

### 3. 年間事業計画

【平成29年度】

◎:主催 ○:共催等

月	内 容	公民館	区長会	自治 公民館	まちづくり 推進 協議会	婦人会	老連	町子連	体協	その他
4月	町合同歓送迎会	○	○	○	◎	○	○	○	○	町内 各種団体
5月	町民ミニバーボー ル大会	○							◎	
6月	県下一斉ふるさと美 化活動		◎							
	公民館運営審議会	◎								審議委員 10名
	通学合宿	○		○			○	○		食生活改 善推進協 議会
7月	さわやかスポーツ・ レクリエーション祭	○							◎	
8月	周防大島交流団派 遣事業	○			◎					育友会
	ふれあい講座	◎		○						
	三世代交流事業	○					○			子育て 総合支援 センター
9月	敬老会	○				◎	○			
10月	町民体育大会	○	○	○		○	○	○	◎	
	供日奉納相撲大会	○							○	相撲連盟
11月	ふれあいの集い	○	○	○	◎	○	○	○	○	町内 各種団体
	町民駅伝大会	○		○					◎	
12月	ミニ門松づくり教室	○								ときわ ボランティア 会
1月	ご来光・初詣の集い	○	○	○	◎	○				
2月	卒業生を送る「とき わ ぼたもち会」	○	○	○	◎	○	○			地区社協 育友会
	年間行事調整会議	◎	○	○	○	○	○	○	○	町内 各種団体
3月	ふれあい講座	◎		○						
通年	放課後子ども教室	◎		○						
	キッズルーム	○								ボランティア 橋会
	青色回転パトロール	○	○	○						防犯協会
	社会教育各種講座	◎								

# 参 考 資 料

1. 公民館の沿革
2. 公民館の利用状況
3. 各種団体役員名簿
4. 橘町人口など統計資料
5. 社会教育法抜粋
6. 武雄市公民館設置条例抜粋
7. 橘公民館使用内規

## 1. 公民館の沿革

昭和 24 年	12 月	社会教育法第 24 条の規定に基づき、橋村公民館条例を施行。 橋村役場内的一角に公民館を設置。同時に村長、助役を含む 17 名の委員で、公民館運営審議委員会を発足。
昭和 25 年	4 月	初代公民館長に藤木康俊就任。
	7 月	村内全区の類似公民館（現自治公民館）で館長を選任。
	8 月	二俣、北檜崎、沖永地区が青年俱乐部や集会所等の建物を利用し、村公民館分館の標札を掲げた。その後 26 年には、鳴瀬、南檜崎、上野、片白。翌 27 年に釧路寺、潮見、南片白。次いで 28 年には大日、納手、小野原にも設置され全村での発足を見た。
昭和 26 年	4 月	二代目館長に小林秀一郎就任。
昭和 29 年	4 月	市政施行により村役場を廃止、橋支所となる。役場跡の建物に、橋公民館を設置。公民館運営審議委員 10 名に。
昭和 31 年	1 月	三代目館長に松尾菊松就任。
	4 月	橋支所廃止。
昭和 33 年	9 月	四代目館長に中川治雄就任。
昭和 45 年	9 月	橋公民館建設着工、翌 46 年 3 月落成。
昭和 47 年	4 月	五代目館長に市丸欽二就任。
昭和 50 年	3 月	武雄市公民館条例の規定に伴い中央公民館を設置。橋公民館は嘱託主事とする。
昭和 56 年	4 月	六代目館長に小川秋次就任。
	7 月	公民館屋根を全面塗装。
	10 月	嘱託主事廃止により専任主事配置。
昭和 60 年	7 月	初の武雄市自治公民館長研修会実施。
昭和 63 年	4 月	七代目館長に吉原敏行就任。 自主事業として自分史「自分史講座」開設。
平成 4 年	5 月	まちづくり推進協議会を設立。
	11 月	第 1 回 町民ふれあいの集いを開催。
平成 12 年	3 月	まちづくり 10 年計画を設定し、橋町コミュニティプランを策定。
	7 月	第 1 回町民さわやか・スポーツ・レクリエーション祭を開催。

平成 13 年	3 月	バリアフリーのため、玄関、和室、調理室等を改修。
	4 月	八代目館長に國平元昭就任。
平成 14 年	3 月	小学校体育館の落成を記念し、学校及び公民館周辺に桜の記念植樹。
	11 月	町づくりのシンボル像「たっぱくん家族」建立。
平成 15 年	7 月	講堂内の空調設備設置
平成 16 年	6 月	社会体育倉庫建設
平成 17 年	1 月	情報室整備・整頓
平成 18 年	8 月	コミュニティプラン検証のための町民アンケート実施
平成 19 年	1 月	公民館駐車場区画線工事実施。
	2 月	佐賀県自主防災組織リーダー研修へ参加。 公民館廊下カーテンレール設置。
	5 月	複写機購入
平成 20 年	7 月	公民館事務所窓ガラスを透明ガラスに張替え。
平成 21 年	2 月	公民館北側・南側、及び玄関横大木の剪定。
	3 月	公民館駐車場内相撲場屋根を撤去（倒壊の危険性があるため）
	8 月	シロアリ駆除を実施。
	—	「コミュニティプラン」最終年度。まちづくり計画については、「協働まちづくり実施計画（協働まちづくり地域交付金事業）」へ移行する。
平成 22 年	4 月	九代目館長に馬場茂就任
	5 月	印刷機を購入
	10 月	公民館駐車場内相撲場の屋根を改修（まちづくり推進協議会）
	10 月	公民館駐車場内外灯の設置（防犯協会）
平成 23 年	—	「協働まちづくり実施計画（協働まちづくり地域交付金事業）」最終年度。
平成 24 年	2 月	協働まちづくり地域交付金事業の検証（まち協各部会）。
	3 月	会議室エアコンの改修。
	3 月	協働まちづくり地域交付金事業検証および新コミュニティプラン策定のための町民アンケート実施。
	4 月	新コミュニティプラン策定のための町民討議会の開催。 デジタルカメラ購入。地デジ対応テレビ購入。
	5 月	橋町まちづくり推進協議会総会において、「橋町コミュニティプラン 2012」を承認。

平成 25 年	3 月	掃除機購入。
	5 月	冷蔵庫購入。
	8 月	橋公民館建設促進期成会を設立。
平成 26 年	7 月	橋小学校官民一体型学校づくり地域協議会を設立。
	11 月	課題解決支援講座を開催（全 4 回）
平成 27 年	5 月	橋公民館建設促進期成会を解散し、橋公民館建設委員会に移管。 デジタルカメラ購入。地デジ対応テレビ購入。
	8 月	橋公民館建設工事着工。翌 28 年 3 月落成。 地域支援員配置。
	12 月	橋小学校支援地域本部「ときわっ子応援団本部」を設立。
平成 28 年	3 月	第 68 回優良公民館表彰を受賞。（文部科学大臣表彰） 橋公民館落成。

## 2. 公民館の利用状況

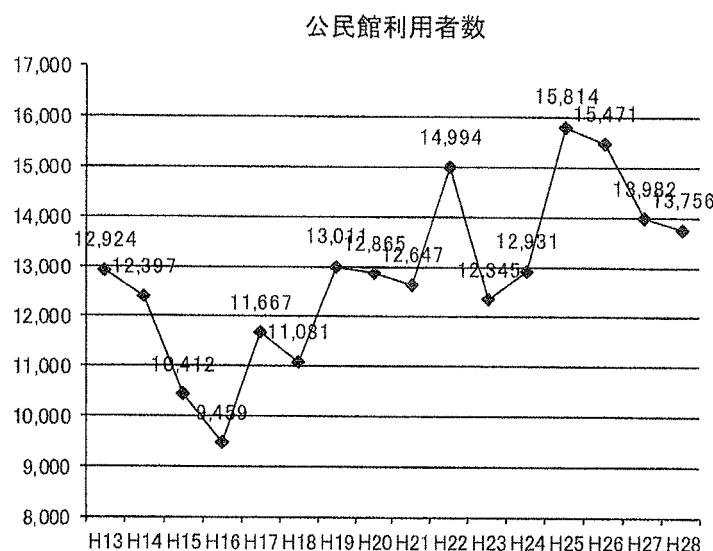
### (1) 利用者数

公民館利用者数は、町民の生涯学習の頻度を計るための指標のひとつであり、多くの人に公民館を利用いただくことは、そのまま社会教育の推進につながっていると言えます。

橘公民館の年間利用者数は、近年 12,000～16,000 人の間を推移しています。

年間の主な利用目的については、各種団体の会議、サークル活動が大多数を占めています。また、集計には含まれませんが、一般の来館者も 1,500 人を超えていました。

町民全体を考えた場合、公民館の利用が特定の範囲に限られているのも事実です。今後、利用状況の分析や公民館アンケート等を実施しながら、「より開かれた公民館」の実現を目指します。



### (2) 公民館で定期的に開催されている会議など

- |                |        |         |
|----------------|--------|---------|
| 1 自治公民館長会      | 毎月 1 回 | 10 日頃   |
| 2 町子どもクラブ連絡協議会 | 毎月 1 回 | 第 3 木曜日 |
| 3 体育協会         | 毎月 1 回 | 第 1 月曜日 |
| 4 区長会          | 毎月 1 回 | 6 日日頃   |
| 5 地域婦人会        | 毎月 1 回 | 10 日頃   |

6	老人クラブ連合会	毎月 1回 第4金曜日
7	民生児童委員会	毎月 1回 8日頃
8	地区社会福祉協議会	毎月 1回 8日頃
9	ボランティア橋会	毎月 1回 第3木曜日
10	消防団	2ヶ月に 1回程度
11	まちづくり推進協議会	毎月 1回 6日頃
12	防犯協会	毎月 1回 6日頃
13	青少年育成町民会議	毎月 1回 6日頃

### (3) 公民館で活動されているサークルなど

#### ①公民館サークル

1	大正琴愛好会	毎月第2・第4月曜日	14:00
2	トリム体操	毎週水曜日	9:30
3	ときわひよっこ会	不定期	
4	空手道教室（剛柔流）	毎週土曜日	18:00
5	グラウンドゴルフ愛好会	毎月第1・第3土曜日	8:30
6	シルバーリズムダンス	毎月第2・第4木曜日	10:00
7	男の料理教室	毎月第4金曜日	18:30
8	卓球愛好会	不定期	
9	ファブリックステンシル	毎月第2・第4木曜日	10:00
10	歴史研究会	毎月第4土曜日	10:00
11	民謡サークル	毎週月曜日	13:30

## ② 公民館で活動されているその他のサークル

1	3B体操 昼の部	毎週火曜日	10:30
2	3B体操 夜の部	毎月第1・第3月曜日	20:00
3	よさこい踊り	毎月第2・第4土曜日	16:00
4	子育てサークル	毎月第2土曜日	10:00
5	空手教室（正道会館）	毎週火曜日	19:00
7	拳法（拳真会）	毎週木曜日	20:00

平成28年度 橋公民館 利用状況一覧表

区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
区長会	回数	1	1	1	1	1	2	1	26	1	0	1	2	38
	人数	13	13	13	13	13	24	13	13	14	0	15	27	171
自治公民館長会	回数	0	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	13
	人数	0	14	15	15	15	22	23	15	14	15	15	15	178
婦人会	回数	8	1	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	22
	人数	215	23	18	18	59	19	18	47	15	16	26	5	479
老人クラブ	回数	2	2	0	2	3	1	4	3	1	1	1	4	24
	人数	27	38	0	30	47	15	82	118	14	14	20	42	447
町子連	回数	1	1	1	2	0	1	1	0	1	1	1	3	13
	人数	48	11	11	31	0	12	6	0	50	9	25	33	236
体育協会・相撲連盟	回数	6	3	2	3	1	2	6	1	2	0	0	4	30
	人数	99	57	29	45	22	46	141	23	59	0	0	37	558
民生委員会	回数	3	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	16
	人数	21	46	15	23	15	15	12	20	14	14	14	17	226
ボランティア橋会	回数	3	1	1	0	1	1	1	2	1	1	1	2	15
	人数	38	20	20	0	30	20	30	32	25	30	25	23	293
食生活改善推進協議会	回数	2	0	0	1	1	1	0	1	1	0	1	0	8
	人数	42	0	0	31	33	33	0	15	32	0	30	0	216
消防団	回数	1	0	0	1	0	0	1	0	1	1	1	0	6
	人数	17	0	0	18	0	0	17	0	17	51	18	0	138
軍恩会	回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
遺族会	回数	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	3
	人数	0	0	0	15	0	10	0	0	0	0	0	15	40
身障者会	回数	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	人数	4	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22
交通安全協会	回数	0	0	0	1	0	2	0	0	1	0	0	0	4
	人数	0	0	0	30	0	35	0	0	30	0	0	0	95
まちづくり推進協議会	回数	6	6	10	9	6	8	11	11	4	2	11	3	87
	人数	371	113	148	153	58	137	214	87	61	17	186	38	1,583
防犯協会	回数	1	4	0	1	1	1	1	1	0	1	2	0	13
	人数	16	90	0	8	7	6	5	4	0	6	11	0	153
その他	回数	2	2	3	6	1	1	2	2	3	1	4	3	30
	人数	34	44	27	69	3	10	17	44	34	8	123	20	433
学校関係	少年野球	回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
少年サッカー	回数	1	0	1	0	0	0	1	1	3	1	2	1	11
	人数	30	0	40	0	0	0	50	25	40	13	65	7	270
少年剣道	回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
放課後児童	回数	0	0	1	1	5	1	1	1	1	1	0	2	14
	人数	0	0	60	55	176	52	54	48	56	43	0	103	647
その他	回数	2	1	4	2	1	0	0	0	1	2	5	5	23
	人数	70	35	254	10	4	0	0	0	15	38	110	208	744
大正琴	回数	2	2	1	3	2	2	2	2	2	3	2	2	25
	人数	8	9	4	12	8	8	8	8	8	14	16	14	117

平成28年度 橘公民館 利用状況一覧表

区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
公民館サークル等	書道教室	回数	2	0	0	1	2	2	0	0	0	1	0	10	
		人数	14	0	0	7	14	13	13	0	0	7	0	68	
	トリム体操	回数	4	3	3	3	4	4	3	4	3	3	4	43	
		人数	60	52	43	45	62	55	41	59	49	47	63	70	
	S R D	回数	2	1	0	2	2	1	2	1	2	2	2	19	
		人数	20	10	0	20	20	8	20	10	20	20	20	188	
	手芸	回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ステンシル	回数	2	2	1	1	0	1	2	2	1	2	2	18	
		人数	5	4	3	3	0	2	4	6	3	5	5	46	
	ひっこ踊り	回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	よさこい	回数	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3	
		人数	20	20	0	0	0	0	0	20	0	0	0	60	
	空手（剛柔流）	回数	2	4	4	3	1	4	4	3	3	3	6	41	
		人数	28	52	46	29	14	51	49	38	41	52	89	49	
	空手（正道会館）	回数	3	5	4	3	5	4	4	5	4	4	4	49	
		人数	70	105	95	78	113	93	91	114	81	88	77	86	
	卓球	回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	男の料理教室	回数	0	0	0	1	0	0	1	1	1	1	1	7	
		人数	0	0	0	18	0	0	12	10	16	14	9	90	
	3B体操	回数	6	8	8	10	11	11	8	8	8	11	10	9	
		人数	71	99	94	154	135	123	83	97	97	129	169	127	
	民踊	回数	2	2	2	2	2	2	1	0	2	2	2	21	
		人数	8	8	8	8	6	8	4	0	8	8	7	81	
	ダンスSS	回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他	回数	5	5	5	4	3	5	6	8	6	3	6	51	
		人数	41	40	29	17	13	28	38	45	35	17	31	26	
行政関係	子育てサークル	回数	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	13	
		人数	18	8	7	17	134	18	17	11	35	18	21	18	
	たっしゃか教室	回数	0	0	2	2	2	2	2	2	2	2	2	20	
		人数	0	0	39	37	36	34	39	41	41	15	22	28	
	I C T 寺子屋	回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	公民館講座	回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他	回数	0	1	0	3	4	2	5	4	2	2	5	4	
		人数	0	8	0	632	160	86	63	37	115	40	90	279	
合 計		回数	72	61	58	74	65	67	77	95	61	54	82	76	
		人数	1,408	937	1,018	1,641	1,197	983	1,164	987	1,039	741	1,309	1,332	
														13,756	

区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
その他来館者	回数	168	120	120	129	106	121	140	127	100	99	131	168	1,529
	人数	238	134	142	155	115	122	145	132	109	105	143	185	1,725

### 3. 各種団体役員等名簿

#### (1) 公民館運営審議会委員

番号	役職名	氏名	住所	備考
1	委員長		大日	区長会会长
2			上野	自治公民館長会会长
3			北檜崎	老人クラブ連合会会长
4			納手	地域婦人会会长
5			釧迦寺	地区社協
6			上野	体育協会顧問
7			白石町	小学校校長
8			納手	育友会研修部長
9			小野原	ちゃりんこクラブ
10	副委員長		片白	学識経験者

#### (2) 自治公民館長会

番号	自治公民館	氏名	役職名	備考
1	二俣			
2	沖永			
3	鳴瀬			
4	釧迦寺		副会長	
5	片白			
6	南片白			
7	大日			
8	納手			
9	潮見			
10	上野		会長	
11	小野原			
12	南檜崎			
13	北檜崎			

(3) 橘町子どもクラブ育成会連絡協議会（各区育成会長）

番号	自治公民館	氏名	役職名	備考
1	二俣		副会長	
2	沖永			
3	鳴瀬			
4	釧路寺		会計	
5	片白		会長	
6	南片白			
7	大日			
8	納手		副会長(広報)	
9	潮見			
10	上野			
11	小野原			
12	南檜崎			
13	北檜崎			

(4) 橘町体育協会 体育部長会（各区体育部長）

番号	自治公民館	氏名	役職名	備考
1	二俣			
2	沖永			
3	鳴瀬			
4	釧路寺			
5	片白			
6	南片白		副会長	
7	大日			
8	納手			
9	潮見			
10	上野		会長	
11	小野原			
12	南檜崎		副会長	
13	北檜崎			

(5) 橘町体育協会

番号	役職名	氏名	住所	備考
1	会長		上野	
2	副会長		大日	区長会会長
3	"		納手	
4	理事長		南片白	
5	監査員		納手	区長会副会長
6	"		納手	地域婦人会会長

(6) 橘町区長会

(H29.4.1現在)

番号	区名	氏名	班数	世帯数	人口	備考
1	二俣		3	21戸	90	
2	沖永		6	36戸	137	
3	鳴瀬		6	56戸	167	
4	釈迦寺		5	38戸	124	
5	片白		5	44戸	164	
6	南片白		11	83戸	321	
7	大日		4	35戸	125	会長
8	納手		5	48戸	164	副会長
9	潮見		5	24戸	87	
10	上野		16	165戸	544	
11	小野原		8	63戸	209	
12	南檜崎		8	77戸	253	
13	北檜崎		6	57戸	184	

(7) 議會議員

番号	役職名	氏名	住所	備考
1	県議会議員			
2	市議会議員			

(8) 橘町地域婦人会

番号	役職名	氏名	住所	備考
1	会長		納手	
2	副会長		片白	
3	"		小野原	

(9) 橘町老人クラブ連合会

番号	役職名	氏名	住所	備考
1	会長		北檜崎	南部老人クラブ会長
2	副会長		鳴瀬	北部老人クラブ会長
3	"		大日	中部老人クラブ会長
4	"		小野原	西部老人クラブ会長
5	女性部長		上野	

(10) 橘町民生児童委員

番号	役職名	氏名	住所	備考
1	会長		南片白	南片白
2	副会長		納手	納手・大日
3	民生児童委員		二俣	沖永・二俣
4	"		鳴瀬	鳴瀬
5	"		釧迦寺	片白・釧迦寺
6	"		上野	上野
7	"		潮見	小野原・潮見
8	"		北檜崎	南・北檜崎
9	主任児童委員		上野	橘小学校区
10	"		納手	橘小学校区

(11) 橘地区社会福祉協議会

番号	役職名	氏名	住所	備考
1	会長		南片白	民生委員会長
2	副会長		大日	区長会会長
3	"		鳴瀬	橘公民館長
4	事務局長		納手	民生委員副会長

(12) ボランティア橘会

番号	役職名	氏名	住所	備考
1	会長		釈迦寺	
2	副会長		上野	

(13) スポーツ推進委員

番号	役職名	氏名	住所	備考
1	推進委員		納手	
2	"		北檜崎	
3	"		南檜崎	
4	"		南檜崎	

(14) 橘町交通指導員

番号	役職名	氏名	住所	備考
1	指導員		上野	
2	"		南片白	
3	"		片白	
4	"		大日	
5	"		北檜崎	

(15) 橘町消防団（武雄市消防団第7分団）

番号	役職名	氏名	住所	備考
1	分団長		小野原	
2	副分団長		上野	
3	"		釧廻寺	
4	事務主任		南片白	
5	ラバ隊長		南檜崎	

(16) 小学校育友会・中学校PTA

番号	役職名	氏名	住所	備考
1	会長		北檜崎	橘小学校
2	副会長		釧廻寺	"
3	"		小野原	"
4	PTA		上野	武雄中学校

(17) 少年補導員

番号	役職名	氏名	住所	備考
1	補導員		上野	(代表)
2	"		二俣	
3	"		大日	

(18) まちづくり推進協議会

番号	役職名	氏名	住所	備考
1	会長		大日	区長会会長
2	副会長		納手	"副会長
3	"		上野	自治公民館長会会長
4	"		納手	地域婦人会会長
5	"		片白	町子連会長
6	監事		北檜崎	市議会議員
7	"		北檜崎	町老連会長

(19) 橋町防犯協会

番号	役職名	氏名	住所	備考
1	会長		鳴瀬	橋公民館長
2	副会長		北檜崎	区長会会長
3	"		北檜崎	市議會議員
4	"		上野	少年補導員
5	監事		納手	区長会副会長
6	"		釈迦寺	自治公民館長会副会長

(20) 橋町青少年育成町民会議

番号	役職名	氏名	住所	備考
1	会長		鳴瀬	橋公民館長
2	副会長		大日	区長会会長
3	"		上野	自治公民館長会会長
4	"		納手	地域婦人会会长
5	監事		納手	区長会副会長
6	"		釈迦寺	自治公民館長会副会長

(21) 橋公民館建設委員会

番号	役職名	氏名	住所	備考
1	会長		大日	区長会会長
2	副会長		納手	区長会副会長
3	"		上野	自治公民館長会会長
4	監事		納手	地域婦人会会长
5	"		上野	体育協会会长

(22) 橋小学校ときわっ子応援団本部

番号	役職名	氏名	住所	備考
1	団長		大日	区長会会長
2	副団長		北檜崎	育友会会长
3	地域コーディネーター		鳴瀬	橋公民館長

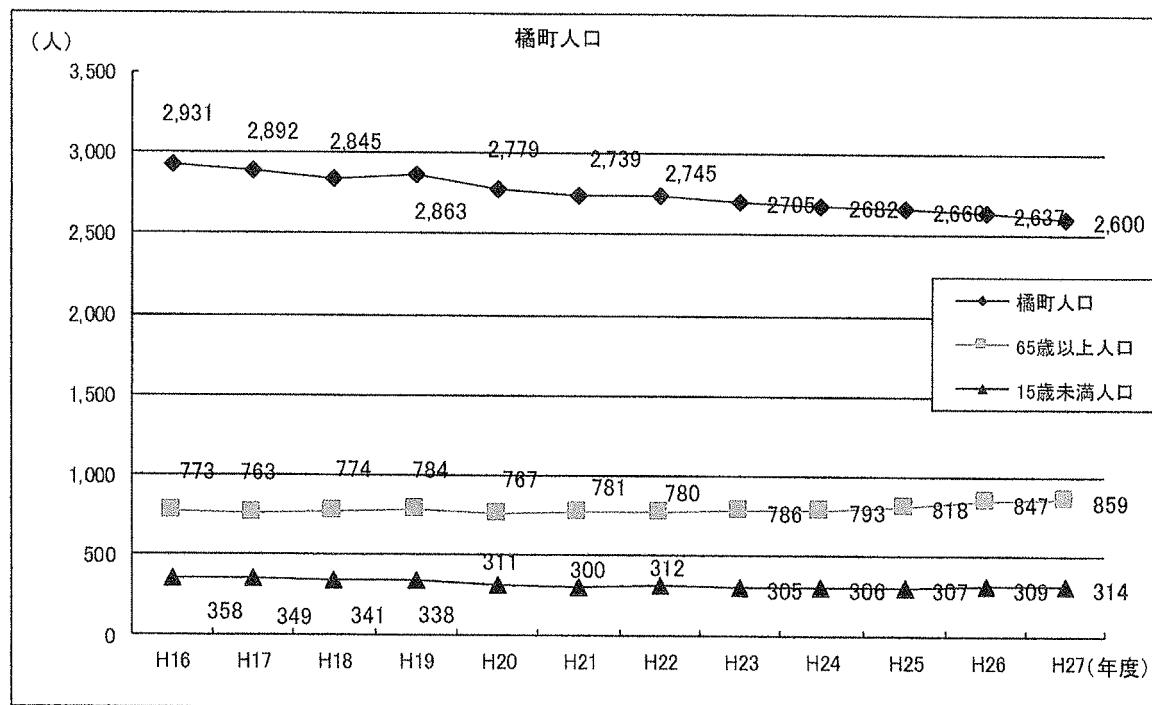
#### 4. 橋町人口など統計資料

##### (1) 橋町人口

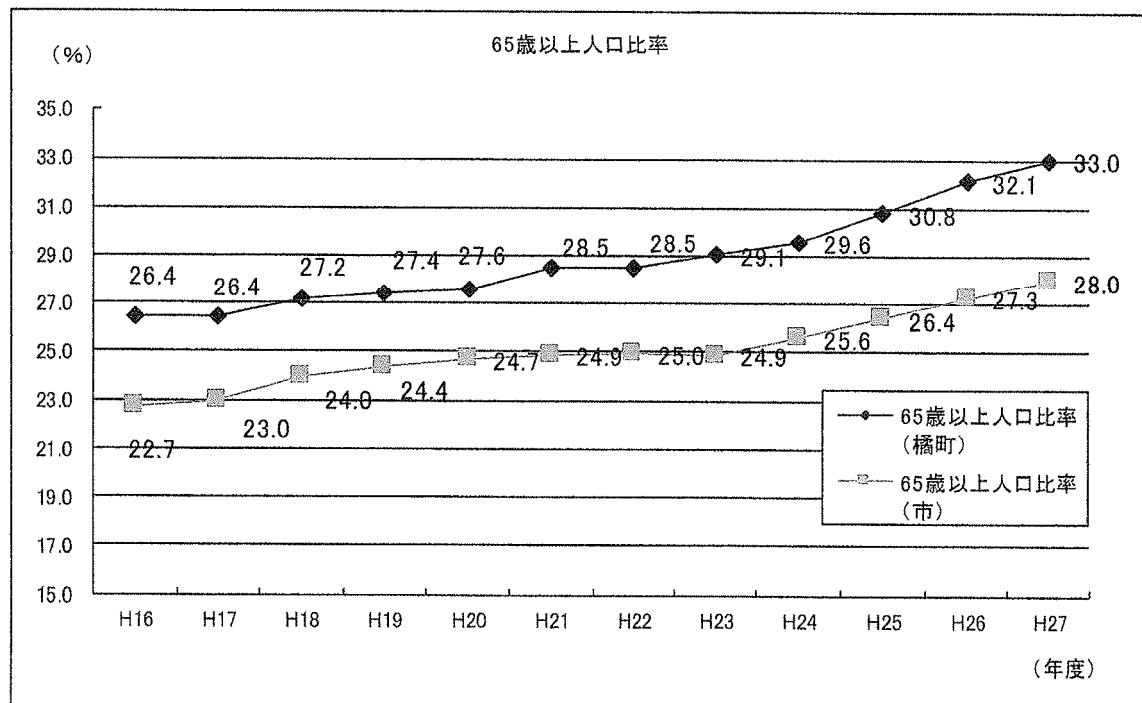
橋町の人口について、平成16年と平成27年を比較すると、

- ・町全体の人口数は、331人の減（-11.3%）
- ・65歳以上の人口は、86人の増（+11.1%）
- ・15歳未満の人口は、44人の減（-12.3%）

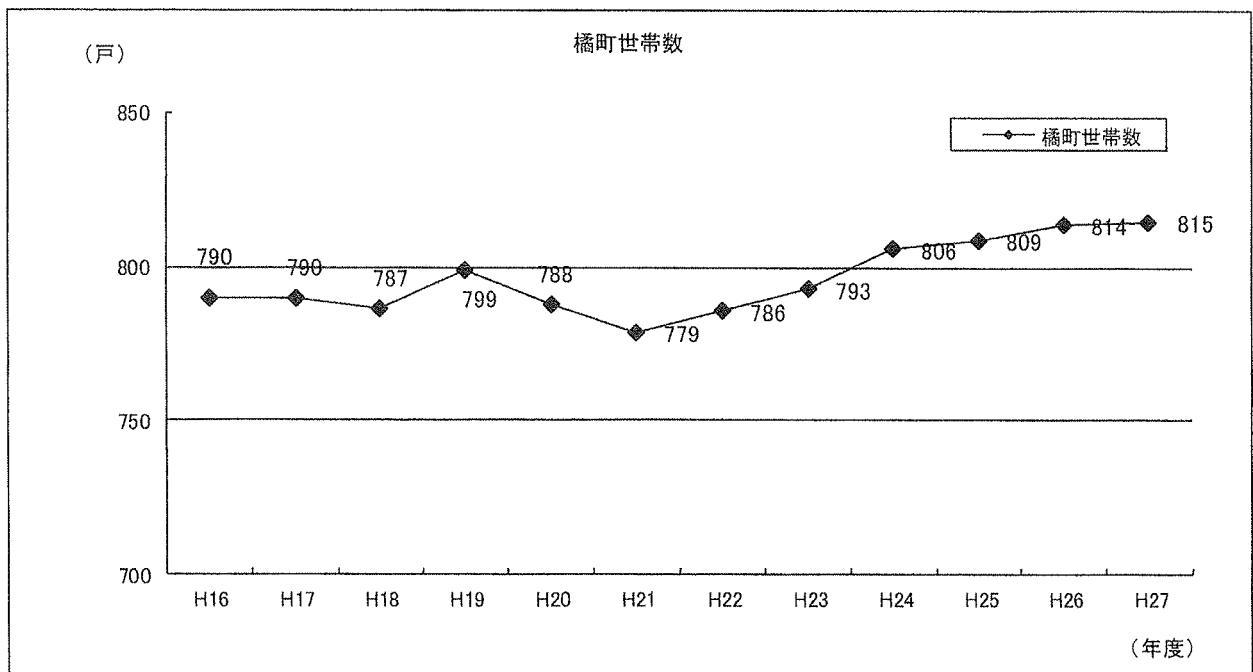
となっています。（参考資料：武雄市統計要覧）



##### (2) 65歳以上人口比率



(3) 世帯数



## 5. 社会教育法抜粋

※ 社会教育法 (昭. 24. 6. 10 法律第 207 号) 抜粋

### 第 1 章 総 則

(社会教育の定義)

第 2 条 この法律で「社会教育」とは、学校教育法に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーション活動を含む。)をいう。

### 第 5 章 公 民 館

(目的)

第 20 条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の事業)

第 22 条 公民館は、第 20 条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。  
但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。

1. 定期講座を開設すること。
2. 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
3. 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
4. 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
5. 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
6. その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(公民館の運営方針)

第 23 条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

1. もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
2. 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

(公民館の職員)

第 27 条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所屬職員を監督する。

3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

(公民館運営審議会)

第 29 条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮間に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

## 6. 武雄市公民館設置条例抜粋

### (趣 旨)

第1条 この条例は、社会教育法(昭. 24 法第 207 号)第 24 条の規定に基づき  
公民館の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

### (名称及び位置)

第2条 本市が設置する公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

武雄市橋公民館　　武雄市橋町大字大日 8507 番地 7 (他町略)

### (職員)

第3条 公民館に館長、主事、その他職員を置く。

2. 館長は、非常勤とすることができる。この場合において、その任期は、3年  
と、再任を妨げないものとする。

### (公民館運営審議会)

第4条 法第 29 条第 1 項の規定に基づき、第 2 条に規定する公民館に、それぞれ  
公民館運営審議会を置く。

2. 公民館運営審議会委員の定数は、武雄市中央公民館にあっては 15 名以内と  
し、他の公民館にあっては 10 名以内とする。  
3. 委員は、武雄市教育委員会が委嘱する。  
4. 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間  
とする。

### <※ 武雄市公民館設置条例施行規則 拠粋>

第2条 館長は、公民館の行う各種の事業の企画、実施、その他必要な事務を行  
ない、所属職員を監督する。

2 主事は、館長の命を受け、公民館事業の実施に当たる。  
3 その他の職員は、上司の命を受け、公民館の事業に従事する。

(公民館運営審議会の組織)

第4条 公民館運営審議会は、委員の互選により、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、審議会を主宰し、委員長に事故があるときは、副委員長が職務を代理する。
- 3 審議会は、委員長が招集し、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

## 7. 橘公民館使用内規

# 橘公民館使用の内規

1. 公民館を使用しようとする者は、事前に公民館使用申込書を提出し館長の許可を受けなければならない。
  2. 使用者は原則として橘町在住者とする。 ※1
  3. 次に該当するときは、使用を許可しない。
    - ① 専ら営利を目的とする事業、催し、又は集会
    - ② 公民館使用上、不適当と認められる集会、又は政治的・宗教的行事や催し
    - ③ 酒宴を目的とする集会、但し生活改善、結婚等による披露宴の場合は除く
    - ④ 管理上、支障があると認めるとき ※2
  4. 使用者は、使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。
  5. 使用者は、公民館の施設・器具等の取扱いに注意し、特別の設備をしようとするときは、承認を受けなければならない。
  6. 使用者は、公民館の施設・器具等を毀損、または亡失したときは、直ちに報告し、それによって生じた損害を賠償しなければならない。
  7. 公民館の使用時間は、午前9時から午後10時までとする。
  8. 公民館の休館日は、毎週土曜日と日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する日及び12月29日から翌年1月3日までとする。
  9. 職員の勤務時間外に公民館を使用する者は、次の事項を遵守すること。
    - ① 使用を許可された者は、使用当日の職員の勤務時間内に鍵を借用し、公民館時間外使用簿に記入すること。
    - ② 使用が終われば、使用者の責任において、戸締り、火の始末などを行い、鍵は翌日の午前中に公民館に返却すること。
    - ③ 飲食等を行うときは、事前に連絡し許可を受けること。なお、使用した食器類は、洗浄し所定の位置に保管すること。また、残飯・空びん・空缶類は、使用者の責任において持ち帰り処理すること。
  10. 使用後は、使用が終わった時は直ちに清掃し、設備、その他を現状に復さなければならぬ。
  11. 原則として暖房は12月1日より3月31日まで、冷房は7月1日より9月30日までとする。
- 以上の規定に違反した時は、利用を制限もしくは停止することがある。

- ※1 使用者は原則として橘町在住者とするとは次のいづれかに該当することをいう。
- ア. 使用者のうち全部または一部の者が橘町在住者であること。
  - イ. サークル団体や自主学習グループ等で使用する場合は当該団体等において主体的に活動する者のうち1名以上の者が橘町在住者であり、かつ、橘町在住者が当該団体の使用責任者として公民館使用申込書の提出及び職員の勤務時間外に使用する場合の鍵の借用、返却を行うこと。
  - ウ. その他、館長が特に認める者。
- ※2 管理上、支障があると認めるときは、次のいづれかに該当するときとする。
- ア. 市、公民館、地域主催事業を実施するとき。
  - イ. 月9回以上使用するとき。(公民館の使用が特定の団体に偏らないようにするために、サークル活動等において公民館を使用する場合の使用回数は原則として 週2回、午前・午後・夜間のいづれか1区分で連続した4時間以内を1回とし、月8回まで使用できるものとする。)
  - ウ. 個人的な行事等で使用するとき。
  - エ. 飲食を主目的とした会合を行うとき。ただし、事業や会議等における飲食は指定した部屋をしようする場合は可とする。
  - オ. 音、におい、振動等により他の使用者に著しい支障をきたす恐れがあるとき。
  - カ. 災害等の発生が予想され、公民館を避難所として使用するとき。
  - キ. 公職選挙法に基づく選挙で公民館を投票所として使用するとき。
  - ク. その他、館長が管理上支障があると認めたとき。